

北海道告示第10418号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づく令和6年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和6年3月11日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 試験の日時 令和6年7月30日（火） 午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験地 札幌市、旭川市及び帯広市
- 3 試験の種類
  - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
  - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
  - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
    - ア 特定品目毒物劇物取扱者試験
    - イ 内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験  
(毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）附則第3項後段に規定する特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。以下同じ。)
- 4 試験の区分及び科目並びにその試験方法
  - (1) 試験の区分及び科目
    - ア 筆記試験
      - (ア) 毒物及び劇物に関する法規
      - (イ) 基礎化学
      - (ウ) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物、内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
    - イ 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
  - (2) 試験方法 試験は、筆記の方法により実施する。
- 5 受験願書の提出先及び提出期間
  - (1) 提出先
    - ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する者  
最寄りの総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室及び地域保健室（その支所を含む。以下「道立保健所」という。）に提出すること。

イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に住所を有する者  
住所地を所管する市立保健所に提出すること。

ウ 道外に住所を有する者

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目）に提出すること。

(2) 提出期間

令和6年4月5日（金）から同年5月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

なお、郵送の場合は、令和6年5月7日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 提出書類

(1) 毒物劇物取扱者試験受験願書

1部（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）別記第2号様式によるものとする。）

(2) 戸籍抄本

1部

(3) 写真

1葉（最近半年以内に撮影した名刺型縦4.5cm×3.5cm、脱帽、正面上半身のものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を自書すること。）

(4) 毒物劇物取扱者試験入力通知書（試験の種類、氏名、現住所等を記入する電算入力用の用紙）

1部

7 受験手数料

12,300円

8 問合せ先

最寄りの道立保健所、札幌市、小樽市、函館市及び旭川市においては市立保健所並びに北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬物対策係（電話番号 011-231-4111 内線 25-333）

9 その他

(1) 試験会場には、受験者用の駐車場はありません。

(2) 受験願書の住所の欄には、出願者の住所のほかに郵便番号を併記すること。

(3) 試験会場は、出願者に送付する受験票により通知する。

(4) 受験願書の提出後は、試験の種類及び会場を変更できない。

(5) 受験願書の提出後は、受験しない場合でも受験手数料を返還しない。